

# いじめ問題対応の手引き



あけぼの山農業公園

**柏市教育委員会**

# 目次

はじめに	2
------	---

## 第1章 いじめ問題に対する考え方

1. いじめの定義	3
2. いじめの構造	4

## 第2章 早期発見の取組

1. いじめのサインと早期発見の方法	5
2. 教師用チェックリストの活用	6
3. 家庭用チェックリストの活用	7
4. 生活アンケートの活用	8

## 第3章 早期対応の取組

1. いじめを受けた児童生徒への対応	10
2. いじめを行う児童生徒への対応	12
3. 出席停止措置について	15
4. 周りの児童・生徒への指導の在り方	18
5. 保護者への対応における配慮事項	19
6. ネットいじめへの対応について	20
7. 関係機関・相談機関との連携	22

## 第4章 校内体制の再点検

1. いじめ防止対策委員会（生徒指導部会等）	23
2. 生徒指導部・学年会	24
3. 職員会議・校内研修会	25

引用・参考文献

## はじめに…

今日も、教室でいじめられている人がいる。その人は、いつも教室の片隅で好きな本を読んで、周りの人の声を聞かないようにしている。誰かに悩みを打ち明けることもなく、誰から励まされることもなく、心を閉ざし、重くつらい一日が早く過ぎ去ることを願いながら、本を読んでいる。

その人は、小学四年生の時の僕です。いじめはとても卑劣で、卑怯なことです。今考えても、なぜいじめられたのか全く分かりません。その当ても、「もしかすると自分がその子たちに何かをしてしまったから、嫌なことをされるのだろうか…。僕自身にダメなところがあるからしょうがないのだろうか…。」と考えたこともありました。

第29回全国中学生人権作文コンテスト作品より抜粋

滋賀県大津市で起こった中学生自殺報道以来、マスコミのいじめ問題に関する注目は一層高まっています。この報道に端を発し、全国各地においていじめを苦しめたと考えられる児童・生徒の自殺が相次ぎ、さらにいじめの加害者側の中学生が逮捕されるなど、大変憂慮すべき状況にあるといえます。いじめの問題の解決は、我が国の教育における喫緊の課題となっているのは言うまでもありません。

いじめの問題の原因・背景については、児童・生徒を取り巻くさまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられますが、その解決に当たっては「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、学校、家庭、地域社会が一体となった取組が重要であると考えます。

また、長期にわたるいじめは、児童生徒の心身に大きな苦痛を与えるとともに、生涯にわたって深刻なダメージを与え続けることが指摘されています。いじめを早期に発見し、適切な指導により、一日も早く解決していくことが教育に携わる者一人一人に課せられた責務であると考えます。

柏市教育委員会では、学校現場で活用いただくために、「いじめ問題についての基本的な考え方」、「早期発見のための取組」、「早期対応のための取組」、「校内体制の整備」などをマニュアル化しました。

各学校におかれましては、いじめの問題に関して全職員が共通理解を図るとともに、本書で例示した「チェックポイント」等を活用し、いじめの早期発見に努めていただきたいと思います。

すべての子どもが健やかに夢や希望を持ちながら生き生きと学校生活を送ることができるよう、本書が有効に利用されることを切に望みます。

柏市教育委員会

# 第1章 いじめ問題に対する考え方

## 1. いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。

※平成18年 文部科学省問題行動調査におけるいじめの定義による

◇「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。

◇「心理的、物理的な攻撃」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のような態様を指す。

**心理的な攻撃**：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言う。仲間はずれや集団による無視。いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤな動画などを流す。などの心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるもの。

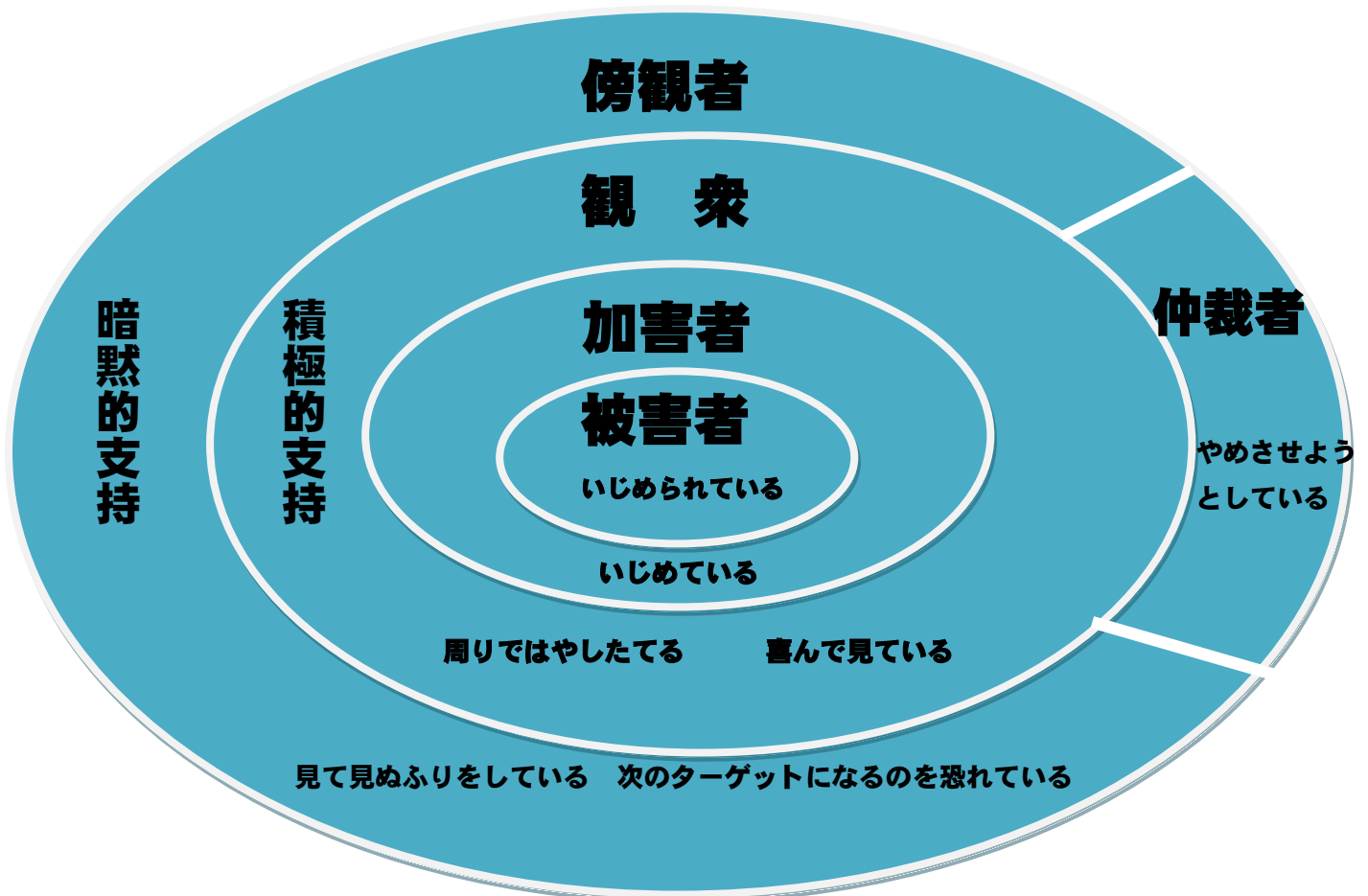
**物理的な攻撃**：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等の身体的攻撃。その他、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすること。等

○「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

学校においては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要です。定義はあくまでも調査のための指標であり、学校は常に児童生徒の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが肝要です。

## 2. いじめの構造

- ◇ いじめは、個人の人権を否定する問題であり、一人一人の個性をも否定する問題です。
- ◇ いじめは、教師の児童生徒観や人間性と、指導の在り方が問われる問題です。
- ◇ いじめは、学校・家庭・関係諸機関等が一体となって取り組むことが必要な問題です。
- ◇ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している問題です。



いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている児童・生徒にとっては、支え(味方)にはなりません。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言えます。

また、この4つの層は、固定したものではなく入れ替わることもあります。「被害者」が「加害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもあります。つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということです。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしていると考えられます。いじめが行われたとき、周囲の者がはやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され深刻化します。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示すとき、いじめは抑制されます。つまり、いじめは集団の行動の在り方と大きく関係しているのです。

## 第2章 早期発見の取組

### 1. いじめのサインと早期発見の方法

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも出ています。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要です。

#### (1) 児童生徒の出すサイン

※いじめの早期発見のための視点をまとめると以下のようになります。

日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日ごろと違う表情（視線に注目）をしていませんか。</li><li>○ 理由のはっきりしない遅刻や欠席がありませんか。</li><li>○ 落ち着きがない、おどおどしている等の様子はありますか。</li></ul>
他の児童生徒と比べて違った言動や表情に注目する。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ グループを作るときにいつも最後まで残っている児童生徒はいませんか。</li><li>○ 友達からのあいさつや言葉かけが少ない児童生徒はいませんか。</li></ul>
特定の児童生徒への対応の差異に注目する。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしている児童生徒はいませんか。</li><li>○ 特定の児童生徒が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていませんか。</li></ul>
学級の雰囲気注目する。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学級全体に無気力感が漂っていませんか。</li><li>○ 一部のボス的な児童生徒を中心に小集団化して、相互の対立や享乐的雰囲気はありませんか。</li></ul>

#### (2) 早期発見のための方法

早期発見のための方法としては、上に挙げた視点から観察したり、いろいろな情報を積極的に収集したりして、児童生徒を客観的に理解する方法等が考えられます。

観察	授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、様相チェックを心がける。また、学級ノート等を通しての児童生徒理解に努める。
情報収集	定期的な教育相談や学級・学校での相談ポストの設置、連絡ノートによる家庭連絡等を通して、児童生徒・保護者からの情報に耳を傾け積極的に収集する。また、他の教職員や地域からの情報にも留意する。
客観的理解	Q-U検査（学級満足度調査）、性格検査、親子関係診断検査、ゲス・フー・テスト等の検査や面接、アンケート調査を通して客観的理解に努める。

## 2. 教師用チェックリストの活用

### (1) 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックリスト」の基本的考え方

いじめは複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっています。しかし、いじめられている児童生徒は何らかのサインを発しているものです。

このため、前頁に示す「日常と比べて表情や言動に変化がないか注目する」、「他の児童生徒と比べて違った言動や表情に注目する」、「特定の児童生徒への対応の差異に注目する」、「学級の雰囲気に着目する」の4つの視点から、いじめ等の人間関係のトラブルを早期に発見するための「チェックリスト」を作成しました。

#### ◇「児童生徒をとらえる視点」

学校生活の場면을8つの時系列に分け、児童生徒をとらえる視点を整理しています。

#### ◇「児童生徒を観る具体的なポイント」

上記の各視点に基づき、具体的な場면을想定し、それぞれいくつかの観点を示しています。

### (2) チェックリストの項目

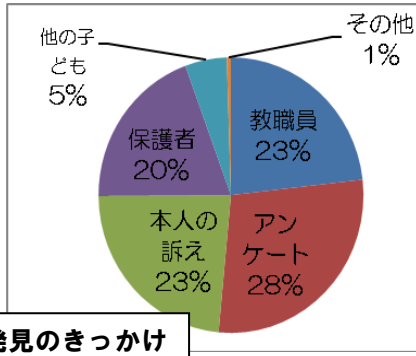
時系列	項目	児童生徒を見る観点
(1) 登校から朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	②	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 教科等の時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	⑥	グループにするとき、机を離されたり避けられたりする。
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	⑨	遊び仲間が変わった。
(4) 昼食時間	⑩	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
(5) 清掃時間	⑪	重い物や汚れたものを扱うことが多い。
	⑫	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 帰りの会から下校	⑬	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
	⑭	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしめない。
(7) 部活動やクラブ	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	⑯	急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。
(8) 学校生活全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	⑱	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

#### 「チェックポイント」の活用方法

学級担任等が「チェックポイント」をもとに、気になる児童生徒を抽出し、教育相談を実施し、いじめの早期発見に活用します。いじめ認知後は、早期対応に移行します。

### 3. 家庭用チェックリストの活用

#### (1) 家庭用チェックリストの基本的考え方



いじめのサインは見えにくく、深刻な状況に至るまで周囲の人たちが気づかない事態も起こり得ます。

図に示すように、いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が全体の20%を占めています。いじめの早期発見のためには、保護者の理解と協力が必要です。そこで、いじめられている児童生徒のサインをいち早く察知するために、家庭用チェックリストを作成しました。

文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成24年度)

#### ◇ いじめられている子のサインをキャッチ (被害者の視点)

●日常生活の変化	
①	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ, すり傷やあざなどがある。
②	登校時刻になると, 身体の不調を訴え登校をしづらくなった。
③	食欲が急に落ちる, 寝つきが悪い, 笑顔が減る。
④	意味なく夜更かしし, 極端に寝起きが悪くなった。
⑤	死や非現実的なことに関する本やインターネットの情報に関心を持つようになった。
⑥	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動を口にするようになった。
⑦	妙ににこにこしたり, 気を遣いすぎたりすることが多くなった。
●持ち物の変化	
⑧	持ち物や勉強道具などがなくなったり, 落書きをされたりしている。
⑨	カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。
⑩	家庭から品物やお金を持ち出したり, 必要以上にこづかいを要求したりするようになった。
●友人関係の変化	
⑪	親しかった友達が遊びに来なくなったり, 遊びに行く回数が減ったりした。
⑫	電話に出たがらなかったり, 友達の誘いを断ったりするようになった。
⑬	学校や友達に対する不平や不満を口にするようになった。
⑭	転校したい, 学級をかわりたい, 部活動をやめたいなどの話をするようになった。
●家族との関係の変化	
⑮	ささいな事で怒ったり, 家族に八つ当たりしたりするようになった。
⑯	家族との会話が減ったり, 意図的に学校や友達の話題を避けたりするようになった。

#### ◇ いじめている子のサインをキャッチ (加害者の視点)

⑰	買ってやっていないものを持っている。
⑱	お金のつかい方が荒くなった。(おこづかい以上のお金をつかっている)
⑲	親の言うことを聞かなくなり, 反抗的な態度をとるようになった。
⑳	親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

※項目の中には思春期のどの子にも表れるものもあります。大切なことは、子どもの小さな変化を見逃さないことです。



## 4. 生活アンケートの活用

「生活アンケート」は、いじめはどの学級でも起こりうることを前提として、いじめの早期発見・早期対応のために、児童生徒からのサインを把握することを目的として作成します。いじめられている児童生徒は、望ましい自己概念や学習意欲が低下したり、友だちとの関係が疎遠になったりすることが考えられます。また、学級の雰囲気や教師との信頼関係は、いじめのサインを早期発見するために大切な手がかりだと考えられます。したがって、自己概念や学習意欲、友だちや教師との関係、学級風土等に関する状況をアンケート調査で把握することは、いじめの早期発見・早期対応につながります。

※自己概念とは、児童生徒自身が自分のことをどのようにとらえているかということ。自己像。

### 資料1 緊急アンケート例

【生徒向けアンケート】1～2は生徒が記入して下さい。

\*該当する口にしを記入して下さい。

1 あなたは「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」を

受けている

受けていない

2 \*1の質問で「受けている」と答えた人のみ回答して下さい。

あなたの受けている「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」はどのようなものですか。

（複数回答可）

暴力

言葉

使いつ走り

無視

メール・ブログ・ホームページへの悪意ある書き込み

その他（ ）

【保護者向けアンケート】3～4は保護者が記入して下さい。

\*該当する口にしを記入して下さい。

3 あなたは、子どもが「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」を受けているのを

気付いていた

気付いていなかった

4 \*3の質問で「気付いていた」と答えた人のみ回答して下さい。子どもの受けている「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」はどのようなものですか。（複数回答可）

暴力

言葉

使いつ走り

無視

メール・ブログ・ホームページへの悪意ある書き込み

その他（ ）

\*封筒に厳封し、生徒を通じて〇月〇日までに担任にご提出下さい。

## 資料2 〈メッセージ・カード〉

〇〇中学校は、誰にとっても「楽しい学校、力がつく学校」を目指しています。私たちも、そのために精一杯努力しています。ただ、君たちの心の奥にしまわれている思いまでは、残念ながらなかなかわかりません。

そこで、君たちにも協力をお願いしたいと考え、これからはアンケート形式で、君たちの思いを定期的に聞いていきたいと思えます。毎日一緒に生活する中で話してくれればそれが一番良いと思えますが、それが簡単にできない人、あるいはなかなかできないことは、この用紙を通して聞かせてください。なお、この用紙で聞かせてもらったことについては、あなたがいいといわない限り、他の人に聞いたり、調べたりすることはしません。

① あなた自身が困ったり悩んだりしていることやいじめられて苦しんだりしていることはありませんか。あったら書いてください。

メッセージ1 人はみんな助け合って生きています。困っているときや悩んでいるとき、あるいは苦しんでいるときに人に助けを求めるのは、決して恥ずかしいことではありません。誰もそうやって生きていますから。

(略)

このことについて特に相談したい人がいましたら、その人の名前を書いてください。

② あなたの回りに困ったり悩んだりしている人やいじめられて苦しんだりしている人はいませんか。そういうことで、気になっていることがあったら書いてください。

メッセージ2 少し勇気を持ちましょう。確かに君たちの世界で起こっていることを大人に知らせるのは、抵抗があるかもしれませんが、でも、苦しんでいる友だちの心の中を、本当にその人の身になって考えてみてください。そのままではおけないはずですよ。そしてまた、誤ったことをしている友だちがいたら、それをやめさせることが本当の友だちのすべきことではないでしょうか。

(略)

このことについて特に相談したい人がありましたら、その人の名前を書いてください。

メッセージ3 人が一緒に生活するとき、その基本は大変単純なことです。それは、「自分がされていやなことは人にしない」ということです。まずは、君たちの生活の中から、「キモイ・ばか・死ね」、この3つの言葉を追放することから始めましょう。

### アンケート実施上の配慮事項

○各校の実態に応じてアンケートを作成し、児童生徒が安心して回答できるように、アンケートの実施目的や回収方法を丁寧に説明してください。

○児童生徒が落ち着いて回答できるように、学校や学級の実態に応じて日程及び時間を適切に設定してください。

○アンケート結果をもとに面接等を行う場合は、必ず全員を対象にしてください。個別の支援を行う場合には、他の児童生徒に十分配慮してください。

○アンケートは、周囲の目を気にして正直に回答をしないことも考えられるので、回答結果だけではなく、日常の行動観察や家庭での様子等も関連づけて、総合的に判断してください。

## 第3章 早期対応の取組

### 1. いじめを受けた児童生徒への対応

#### 一次対応（緊急対応）

- ① いじめの事実関係を正確に把握します。
- ② いじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をします。
- ③ 校長及び関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝えます。

#### 二次対応（短期対応）

- ④ 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめを受けた児童生徒を支援する体制を整えます。

#### 三次対応（長期対応）

- ⑤ いじめを受けた児童生徒の学級及び集団への適応を促進します。

### ■一次対応（緊急対応）

#### ①事実関係の把握

本人からの訴えでいじめがわかった場合は、すぐに本人から話を聞くことができます。しかし、それ以外の方法（教師の気づき、アンケート調査、保護者の訴えなど）で、いじめがわかったときは、すぐに本人から話を聞けるとは限りません。

いじめを受けた児童生徒は、保護者や教師に自分がいじめられていることを話したくない、または認めようとしない場合があります。それは、仕返しを恐れている（恐怖感）、解決をあきらめている（無力感）、いじめられていることを知られたくない（屈辱感）、などさまざまな理由が考えられます。また、教師や保護者が知っている事実と、本人が感じている認識にズレがある場合もあります。

したがって、事実関係を把握するには、いじめられている児童生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聞き取りをする必要があります。本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くことが肝要です。

聞き取りに当たっては、「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら記録をします。聞き取った後、時系列に整理することで、いじめの広がりをつかむことができます。また、聞き取りに際しては、担任との関係等に配慮して、最も信頼を得ることができている教師等が対応するなど、学校全体で組織的に対応することが必要です。

#### ②安全確保と全面支援（心のケア）

自分がいじめられていることを他者に話すことは、本人なりに大きな決断であり大変勇気のいる行動です。いじめられている児童生徒の心情を十分理解し、相手の立場に立って話を聞くとともに「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝えて、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図ります。

緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室・校内適応指導教室等）などが考えられます。

### ③関係者への報告・連絡・相談

いじめの事実を確認後、いじめられた児童生徒からの聞き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告します。

また、保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝えます。「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ことを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得るようにします。保護者への報告は、複数の教師で家庭訪問し、直接話をします。

## ■二次対応（短期対応）

### ④支援体制の確立

いじめを受けた児童生徒と最も信頼関係ができている教師（学級担任に限らず）が中心となって、支援体制を確立します。また、校内のいじめ防止対策委員会を中心に、誰が、いつ、どこで、何をするのか役割分担を明確にするとともに、情報を共有化しながら支援を進めていくことが大切です。

また、いじめを受けた児童生徒及び保護者の心の安定を図るために、または、学校と保護者が問題解決の途中で行き詰まった場合は、関係機関との連携が有効です。関係機関と連携することで、問題を客観的にとらえ直し、協働して解決を図ることにつながると考えられます。

## ◎支援体制の流れ

「いじめ防止対策委員会」等において、いじめを受けた児童生徒の指導・援助の方策案を立てます。

支援の体制及び方針について、全職員で共通理解します。

いじめを受けた児童生徒と信頼関係が最もできている教師を担当者とします。

担当者となった教師が中心となって、児童生徒を支援します。

いじめ防止対策委員会が中心になって、担当者の日常的な指導や援助に対してサポートしていきます。

※ いじめ防止対策委員会のメンバーは、担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、部活動顧問、特別支援教育コーディネーター等、学校の複数の教職員のほか、スクールカウンセラー等心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者によって構成します。

## ■三次対応（長期対応）

### ⑤対人関係能力の向上と適応促進

いじめを受けた児童生徒の心の傷は、本人のとらえ方によって違いがあります。また、いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いたり再発したりすることがあります。したがって、チェックリスト等を活用した日常的な観察や、定期的なアンケート調査の実施等を通して、継続して十分な配慮を行う必要があります。

また、すべての児童生徒の対人関係能力の向上や改善のために、児童生徒の発達段階に応じた※1 ソーシャルスキルトレーニングや※2 アサーショントレーニングなどを行うことも有効だと考えられます。その際は、養護教諭やスクールカウンセラー等の協力のもと、個別のプログラムを開発する必要があります。さらに、いじめの深刻さによっては、相談室や校内適応指導教室等での別室登校、児童生徒の立場に立った弾力的な学級編制替え等を工夫することも考えられます。なお、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合は、保護者の希望により、校長など関係者の意見も十分に踏まえ、転校等の措置についても配慮する必要があります。

※1 ソーシャルスキルトレーニング（SST）とは、認知行動療法の一つで、人と人とのつきあい方を学び、不足している知識を充足し、不適切な行動を改善し、より社会的に望ましい行動を新たに獲得していく方法を身につけさせる学習のこと。コミュニケーション技術を向上させることによって、人間関係上の困難さや悩みを解決しようとする技法である。

※2 アサーショントレーニングとは、ソーシャルスキルの中で、特に自己主張に関する技法を中心としたもの。攻撃的（＝アグレッシブ）な表現や非主張的（＝ノンアサーティブ）な表現との違いを明らかにした上で、適切な自己主張（＝アサーション）について学ぶ。自分の気持ちや考えを相手に伝えるが、相手のことも配慮する、自分も相手も大切にしたいコミュニケーションのやり方を学習すること。

## 2. いじめを行う児童生徒への対応

### 一次対応（緊急対応）

- ① いじめの事実と経過を、複数の教師で確認します。
- ② 校長、関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝えます。

### 二次対応（短期対応）

- ③ いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図ります。

### 三次対応（長期対応）

- ④ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導します。

## 一次対応（緊急対応）

### ①事実関係の確認

いじめを行う児童生徒は、いじめの事実をなかなか認めようとしない場合があります。また、自らの言動をいじめと認識していない場合もあります。そのような時に事情を聴く教師は、感情的になったり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要があります。いじめを行った児童生徒が複数の場合は、複数の教師で同時に、かつ個別に事実と経過を聴きます。

事実関係の確認は「いつ、どこで、誰が、何をした（言った）か」を、具体的に確かめながら記録をします。いじめ行為に至った経過を確認する中で、いじめた児童生徒が語った心情（不満感・不信感等）については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取ります。

なお、事実確認と指導は、明確に区別します。事情を聴きながら指導することで、本人が萎縮して事実が明確にならないことがあります。

## ②関係者への報告と確認

いじめの事実を確認後、いじめを行った児童生徒からの聞き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告します。複数の教師で聞き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握します。

いじめの問題の解決のためには、保護者との共通理解や協働意識が大切です。保護者との信頼関係を築くためには、受容・共感的な態度で接することが肝要です。

## 二次対応（短期対応）

### ③ 指導方針の立案と共通理解

いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがあります。最近の傾向として、小中学生とも「冷やかし・からかい」の割合が高くなっています。指導に当たっては、いじめの態様に応じた適切な対応が必要です。

#### ア「冷やかし・からかい」への対応

発達上の個人差や性格、行動等を口実に行っている場合が多いと思われます。周囲の同調や受けた本人の表情から深刻さが見取れずに、教師が見過ごしてしまうこともあります。そのため、いじめている児童生徒も、自分がいじめているという認識が希薄になりがちです。

したがって、指導に当たっては、事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させることが必要です。

#### イ「仲間はずれ」「集団による無視」「持ち物隠し」への対応

「約束を破った」「身勝手だ」といった相手の非協調的態度を口実に行っている場合が多いと思われます。いじめている児童生徒の側は、集団の秩序維持と協調性を求めている点で正当性を主張します。制裁の手段としての意識も強く、いじめているという認識が全くない場合もあります。また、加害・被害の立場が逆転しやすいのも特徴です。

指導に当たっては、まずは、当事者の不満や不信を傾聴し受容することです。その上で、よりよい解決策を導き出すことが必要です。

#### ウ「言葉での脅し」「たかり」「暴力」への対応

力関係が固定化し、いじめがエスカレートした状態と考えられます。「言葉での脅し」「たかり」は「恐喝」であり、「暴力」は「暴行・傷害」です。刑法に触れる犯罪行為は、たとえ子どもであっても許されることはありません。いじめによる自殺の背景には、このような犯罪行為があることも少なくありません。したがって、指導に当たっては、関係機関との連携が不可欠です。児童相談所や警察との連携によって、出席停止等の措置を含めた毅然たる対応が必要です。

※⇒15ページ 3. 出席停止措置についてを参照

## 三次対応（長期対応）

### ④ 規範意識の育成と人間関係づくりの改善

いじめを行う児童生徒には、自己中心的で、支配欲や嫉妬心が強い等の傾向が見られることもあります。これに何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめ行為に発展することがあります。自己中心的思考や支配欲、嫉妬心等は、成長過程での親子関係の在り方が影響していることも考えられるので、保護者の養育態度の変容を図ることが必要な場合もあります。そのためには、日ごろから保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長を願い、協働していく姿勢が大切です。また、学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組を、継続して行います。

#### 「中和の技術」～いじめ正当化のストラテジー～

「中和の技術」とは、マツアとサイクスによる非行研究の中で明らかにされた心的メカニズムです。自分の加害行為を正当な報復であると言い換えるものです。自責の念を緩和したり、他者からの非難や制裁の矛先を転化したりする働きがあります。

##### （１）「責任の回避」

自分の積極的意志でやったのではなく、仕方がなかったのだ、やらなかったら自分がやられる、みんなもやっていることなのだ、と考える。

●心的メカニズム：やらされた（させられた）と思うことで、良心の呵責を中和する。

##### （２）「危害の否定」

相手にたいした害を与えていない、口で言っただけで暴力はふるっていない、相手はそれほど傷ついていない、と考える。

●心的メカニズム：外傷や目に見える被害がないことを理由に、相手への危害を否定する。

##### （３）「被害の否定」

相手はやられて当然のことをした、みんなと同じようにできない、約束を破ったからやられるのは仕方ない、と考える。

●心的メカニズム：規範や制裁を理由に、相手への危害を正当化する。

##### （４）「非難者への非難」

自分だっていじめられた経験がある。非難する人は、状況を知らないからだ。または、大人も同じようなことをしている、と考える。

●心的メカニズム：もっと悪いヤツがいる、自分はまだマシな方だとして罪を逃れようとする。

##### （５）「高度の忠誠心への訴え」

より大切なまたは身近なグループの仲間に対する忠誠のためにやった行動であり、自分の所属集団のルールからすれば間違っていない、と考える。

●心的メカニズム：集団の要請に応えたものとして、責任を回避する。

いじめに関して教師が児童生徒に事実確認をするときは、上記のような心的メカニズムが作用している場合があることを十分認識する必要があります。したがって、事実を正確に把握するためには、当事者の言い分だけでなく、日ごろの観察や当事者以外の言動も考慮して、適切に判断することが大切です。

### 3. 出席停止措置について

#### 法的根拠

[児童の出席停止] 学校教育法

##### 第三十五条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他教育活動の実施を妨げる行為

② 市町村の教育委員会は、前項の規定により、出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び機関を記載した文書を送付しなければならない。

③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

④ 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上の必要な措置を講ずるものとする。 ・法四九⇒中学校への準用

[出席停止の措置] 柏市管理規則

##### 第26条

校長は、次に掲げる行為の1または2以上を繰り返し行う等、性行不良により、他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒がある場合であって、出席停止を命じる必要があると認めるときは、速やかに性行不良児童生徒報告書により教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 他の児童または生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 教育委員会は、前項の規定による報告を受け、出席停止を命じる場合には、あらかじめ校長の立会いの下に当該児童又は生徒及び当該児童又は生徒の保護者の意見を聴取するとともに、出席停止の理由及び期間を記載した出席停止通知書を当該児童又は生徒の保護者に交付しなければならない。

3 教育委員会は、学校及び関係機関等と連携を図り、出席停止の期間中における当該児童又は生徒に関する個別指導計画を策定し、指導体制の整備及び学習の支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

4 教育委員会は、出席停止を命じた児童又は生徒について出席停止を解除し、又は出席停止の期間を短縮することが適当であると認めるときは、出席停止を解除し、又は出席停止の期間を短縮することができる。この場合において、教育委員会は、出席停止解除等通知書を当該児童又は生徒の保護者に交付するものとする。



# 様式

## 第26条第1項(様式1)

発第 号  
年 月 日

### 性行不良児童生徒報告書

柏市教育委員会

教育長 ○○○○ 様

柏市立 学校

○ ○ ○ ○ 印

このことについて下記の通り報告いたします。

記

児童(生徒)氏名		生年月日	
保護者氏名		続 柄	
現 住 所			
学 年 組		担任 職 氏 名	
性行不良の概況等			

※当該児童生徒の指導記録等その他必要な書類を添付する。

## 第26条第2項(様式2)

発第 号  
年 月 日

(保護者氏名)様

柏市教育委員会

### 出席停止通知書

学校教育法第35条及び第49条並びに柏市立小学校及び中学校管理規則  
第26条の規定により下記の通り出席停止を命じる。

記

学 校 名	
学 年 ・ 組	
児童(生徒)名	
生 年 月 日	
出席停止の期間	
出席停止の理由	

## 第26条第2項(様式3)

発第 号  
年 月 日

(保護者氏名)様

柏市教育委員会

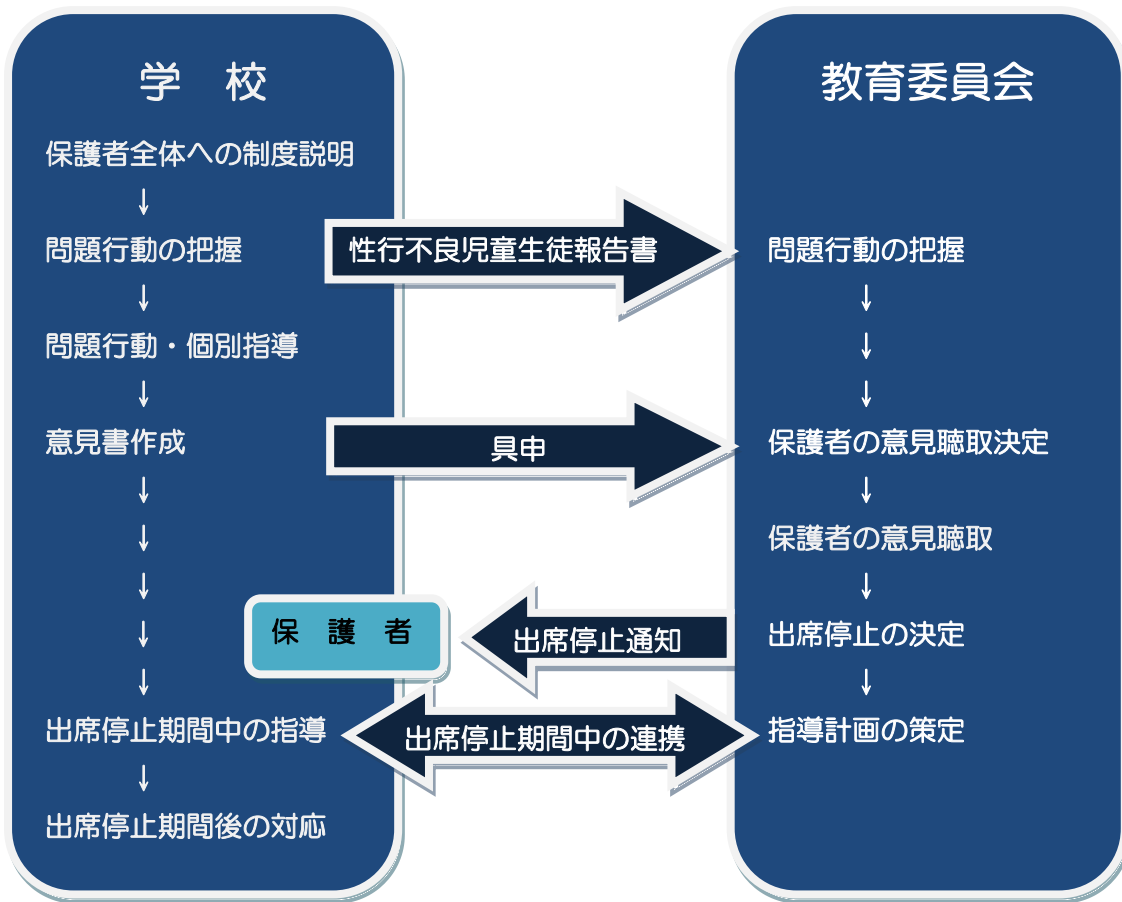
### 出席停止解除等通知書

柏市立小学校及び中学校校管理規則第26条の規定により下記の通り通知します。

記

学 校 名	
学 年 ・ 組	
児童(生徒)名	
生 年 月 日	
出席停止解除・ 短縮 年月日	

## 出席停止運用フローチャート



## 出席停止運用についての方針

出席停止は、校則等に違反した児童生徒に対する懲戒処分とは、その目的、性格を異にします。懲戒処分が違反者に対する処罰であるのに対して、出席停止は他の児童生徒の権利、利益を保護するために取られる防衛的な措置です。出席停止を命ずる権限は教育委員会にありますが、校長の判断で出席停止を命じられるよう文科省通知を改めるべきとの意見もあります。

柏市としては、学校と連携しながら「他の児童生徒の権利、利益の保護」と「問題行動を起こす生徒への指導」の2つの観点を鑑み、慎重に運用していく考えです。「問題行動を起こす生徒への指導」については柏市少年補導センター及び東葛地区少年センターとの連携を進めていきます。

## 4. 周りの児童・生徒に対しての指導の在り方

いじめの特徴の一つに、いじめを面白がって眺めたり（観衆）、見ても止めようとしなかったり、あるいは見て見ぬふりをしたりして誰にも発信しない（傍観者）児童・生徒が多いことが指摘されています。いじめの問題は、加害・被害の関係児童・生徒だけではなく、このような周りの児童・生徒に対しても適切な指導をすることが大切です。

### 【周りの児童・生徒に対する指導の3つのポイント】

#### ① 共感的人間関係づくりに努める。

違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくることが大切です。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫することが必要です。

#### ② 全員が当事者であることを理解させる。

いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させます。いじめる側が悪いという意識を高めることが重要です。

#### ③ 自己存在感が味わえる学級づくりに努める。

児童・生徒一人一人に活躍の場をつくることが大切です。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動、教室の作品掲示など、一人一人が自己存在感を味わえるような工夫を心がけます。

### 学級活動の充実

児童・生徒の日記や作文などを通して、学級内で起こったいじめを題材とした学級活動を行う場合は、加害者を悪者にしたり、被害者を傷つけたりしないように十分留意することが大切です。また、全国で発生したいじめの事例を参考にして、ロールプレイングを取り入れた実践例もあるので、発達段階に応じた工夫をして、ぜひ実践してみましょう。また、体育的・文化的な実践活動に取り組む中で、助け合い、協力し合って物事を成し遂げる喜びを体験させ、一人一人の児童・生徒の存在感や学級としての連帯感を育てるようにすることが大切です。

さらに、学級活動等で、いじめをはじめ学級の問題を児童・生徒の力で解決していく取組も必要です。問題の状況や程度に十分に配慮しながらも、学級集団や学年集団で解決できる力を、計画的・組織的に育てておくことが大切です。

### 道徳の時間の充実

一人一人の児童・生徒が正義と勇気に目覚め、思いやりの心に満ちた自浄力のある学級づくりをしていくために、道徳の時間の指導内容を重点化し、日ごろから計画的に「思いやり」「真の友情」「生命尊重」「規範意識」等の内容を充実していくことが大切です。

このために、年間指導計画の見直しをするとともに、発達段階に応じて適切な資料を選定し、児童・生徒の心に響く道徳の時間となるよう工夫することが大切です。その際最も大切なのは、学んだことから自分自身を振り返らせることです。道徳は教え込むことではなく、自分を見つめさせることが重要であることを十分に認識することが大切です。

## 5. 保護者への対応における配慮事項

### 一次対応（緊急対応）

- いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡します。
- 複数の教師で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を正確に伝えます。
- 保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努めます。

### 二次対応（短期対応）

- 新たに分かった事実や今後の指導方針を伝えます。
- 加害・被害にかかわらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図ります。

### 三次対応（長期対応）

- 今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼します。

※ 問題の深刻さや他の児童・生徒への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられます。

#### ■被害児童・生徒の保護者への対応

わが子がいじめられてつらい思いをしていることを知ったときの保護者の心情を十分理解して、誠意ある対応をすることが大切です。

新しい事実が分かったときや学校の指導方針は逐次報告します。学校での様子や家庭での生活についても情報を交換し、いじめられた児童生徒の変容を把握するよう努めます。

#### ■加害児童・生徒の保護者への対応

事実関係、及び今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を、正確かつ丁寧に直接伝えます。

問題の発生を子どもの成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たります。暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要です。

#### ■他の児童・生徒の保護者への対策

誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないように、十分な対応・配慮を行います。

説明会等を実施する必要がある場合は期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないように十分に配慮します。

◇それぞれの保護者の立場を熟慮し、誠意をもって対応します。

◇保護者と直接会って、事実を正確に伝えます。

◇できる限り、管理職・学年主任等、経験豊かな教師が同行します。

◇1回限りとせず、保護者との情報交換を継続し、誠意を伝える努力をします。

◇伝えるべき内容は、わかりやすい言葉で、明確に自信を持って伝えます。

## 6. ネットいじめへの対応について

「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイト上の掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。インターネットの普及と携帯電話の所持率の上昇により、トラブルはさらに増えていくことが予想されます。県の青少年育成条例では、保護者や販売業者の責務として、フィルタリングサービスを利用することを勧めています。書面を提出することでフィルタリングを解除できるなど、強制力は弱いのが現状です。最近では、グリーやモバゲーなどのオンラインゲーム上のチャットや、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、またスマートフォンの無料アプリケーションのライン（LINE）を用いて、誹謗・中傷の書き込みを行うことが増加してきています。また、携帯電話の動画撮影機能でいじめの状況を録画して、動画投稿サイトに投稿するなど、悪質なものも報告されています。「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられます。子どもたちに正しいメディアリテラシーを身につけさせることが必要ですが、ここでは、対処の方法を紹介します。

### 【掲示板等の削除方法】

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」があった場合は、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要があります。

#### （１）書き込み内容の確認

まず、その内容を確認します。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存するようにしましょう。掲示板等の中には、パソコンから見ることはできないものも多くあります。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要があります。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存します。

#### （２）掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探します。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示されます。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっています。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」

等に記載されている削除依頼方法を確認する必要があります。

削除依頼を行う場合は、出来るだけ個人のパソコンやメールアドレスは使わず、柏市少年補導センター等に協力を依頼しましょう。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はありません。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報悪用される場合もあります。

### （３）掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行います。

### （４）違法有害情報センター

インターネット環境における違法・有害情報および、安心・安全に関わる相談・疑問などの相談を受けつけてくれるサイトです。専門の研修を受けた相談員が内容に応じて助言してくれます。相談は無料です。 <http://www.ihaho.jp/>

### （５）削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送します。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もあります。

それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討します。

## 【警察との連携】

「ネット上のいじめ」の問題に対し、適切に対応していくためには、警察との協力体制が必要です。柏市では、学校において削除依頼の手続を行ったにも関わらず、悪質な書き込みが削除されない場合などは、柏市少年補導センターや千葉県警東葛地区少年センターを相談窓口とし、柏警察生活安全課と連絡を取り対応しています。

## 【法務局・地方法務局との連携】

法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っています。

学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局・地方法務局に相談して対応することも有効です。

## 7. 関係機関・相談機関との連携

### ◇ 連携の必要性

学校における指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超えることがあることの共通認識・共通理解をしておく必要があります。

特に、教育委員会への報告は、迅速かつ確実に行わなければなりません。

次のような状況にある場合、学校は指導の効果を見極め、適切な時機に適切な関係機関との連携を図ることにより、児童生徒の指導・援助をより効果的に進めることができます。

- ア 心理的なケアが必要であると判断した場合
- イ 児童生徒や保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ウ 問題行動を繰り返す児童生徒の処遇や、配慮を要する保護に関する場合
- エ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合等

### ◇ 連携のための配慮事項

- 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後は任せきりになったりしてしまうと、学校と児童生徒・保護者の信頼関係が損なわれてしまいます。
- 関係機関・相談機関との連携は、担任や担当教師が自分の判断で行うものではなく校長が判断し、学校の指導体制の一環として行うことが重要です。
- 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止めながら、保護者が学校や教師への不信感を生まないよう十分な配慮をし、信頼関係を築く必要があります。
- 関係機関・相談機関に関する情報（専門分野・業務内容・治療方針・相談方法・申込方法・所在地・電話番号・経費など）を、日ごろから把握しておくが大切です。

### ◇ 関係諸機関との連携

いじめの問題の解決には、学校だけでなく、医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、状況に応じて下記のような関係諸機関と相互に支援協力する体制を確立することが必要な場合があります。

○ 柏市教育委員会	04-7191-1111
・ 指導課（生徒指導）	04-7191-7369
・ 柏市立教育研究所（教育・発達・不登校）	04-7131-6671
○ 柏市地域生活支援センターあいネット	04-7165-8707
○ 千葉県教育庁東葛飾教育事務所	047-361-4103
○ 千葉県親と子どものサポートセンター	043-207-6028
○ 柏警察生活安全課	04-7148-0110
○ 千葉県警東葛地区少年センター	04-7162-7867
○ 柏市少年補導センター	04-7164-7571
○ 柏市役所家庭児童相談	04-7167-1458

#### ★子どもが直接相談できる機関

##### 24時間いじめ相談ダイヤル

0570-0-78310

（ナヤミオウ）

##### 柏市補導センターやまびこ電話

04-7166-8181

（ロクロクハイハイ）

※平成26年度からEメールによる相談を開始します。

##### 千葉県警少年センター

0120-783497

（ナヤミヨクナル）

## 第4章 校内体制の再点検

### 1. いじめ防止対策委員会（生徒指導部会等）

いじめの早期発見・早期対応のためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の体制づくりが重要です。そのために、いじめ対策のための委員会を設け、学校としての指導方針や対応策を確立するとともに、報告・連絡・相談のシステムを徹底していく必要があります。その際、組織の中にコーディネーター的な役割を果たす教員（生徒指導主任等）を位置づけておくと、効率的でスムーズな運営が可能になります。委員会の開催は、定例化するとともに、いじめが発見された時は、早急に開催することが重要です。

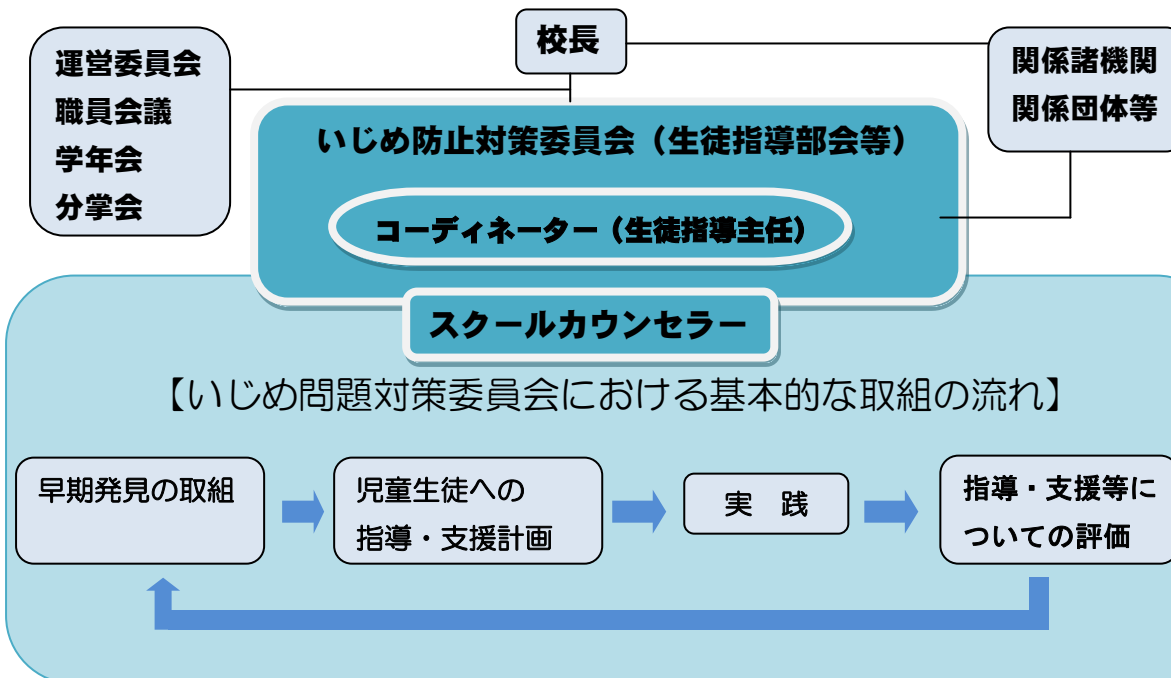
#### ◇ 報告・連絡・相談の徹底

いじめの事実に関する情報を、「いじめ防止対策委員会」で集約し、委員会の協議を受けて、全職員に周知・徹底します。また、教育委員会には、迅速かつ確実に報告し、連携を図らなければなりません。

#### ◇ 役割分担の明確化

委員会では、生徒指導主事(生徒指導担当)や養護教諭、学年主任などが、職責に応じて明確に役割と責任を分担します。特に、会の運営および連絡、調整の役割を果たすコーディネーターを明確に位置づけることが重要です。

#### ◎校内いじめ問題対策委員会を中心とした指導体制と取組（例）



#### ※いじめ防止対策委員会のメンバー（例）

校長，教頭，生徒指導主事(生徒指導担当)，教務主任，学年主任，教育相談担当，養護教諭，スクールカウンセラー，特別支援コーディネーター，その他心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他の関係者



## 2. 生徒指導部会・学年(部)会

いじめの問題の解決や、いじめを生まない取組を効果的に進めていくには、生徒指導部会及び学年(部)会が連携・協力し、それぞれの機能を組織的・計画的に果たすことが重要です。そのために、生徒指導部会及び学年部では、いじめの問題に関する年間の指導計画を作成し、いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生まない学校づくりのための教育相談体制の充実等が必要です。

### ◇ 年間計画の作成・推進

生徒指導部会は生徒指導の年間計画をもとに、いじめの問題に対応していく体制を整えるとともに、各学年・学級において、アンケートや教育相談が確実に実施されるよう推進役を務め、教職員の意識の向上を図ります。また、いじめの問題に直面した担任への支援や助言を行うことも大切な役割です。

### 【いじめの早期発見・早期対応のための年間計画(例)】

- 4月 児童生徒理解のための職員会議①
- 5月 学校生活アンケート(1回目)の実施  
学校生活アンケートをもとにした個人面談
- 6月 いじめに関する校内研修会①
- 7月 教育相談週間(二者面談)の実施①
- 8月 児童生徒理解のための職員会議②
- 9月 学校生活アンケート(2回目)の実施
- 10月 学校生活アンケートをもとにした個人面談
- 11月 いじめに関する校内研修会②
- 12月 教育相談週間(三者面談)の実施
- 1月 児童生徒理解のための職員会議③
- 2月 学校生活アンケート(3回目)の実施
- 3月 学校生活アンケートをもとにした個人面談

### ◇ 教育相談体制の充実

定期的な教育相談は、いじめの早期発見や未然防止につながります。教育相談の実施に当たっては、全校の体制を整えることが必要です。たとえば、「教育相談週間」等を設けて、全校児童生徒を対象として、相談の相手は、学級担任に限らず、児童生徒の希望に応じる等の工夫をしながら、児童生徒が相談しやすい体制づくりを心がけることが大切です。

### ◇ いじめの問題の発生要因の分析～いじめの問題の再発防止に向けて～

校内のいじめの問題については、問題解決後に生徒指導部が中心となって、いじめの発生要因を分析するとともに、いじめを生まない学校づくりのための今後の指導方針等を提案し、全校の取組につなげます。いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるという認識のもと、いじめの問題から学んだことをどう生かせるかを協議することが、再発防止につながります。

### 3. 職員会議・校内研修会

いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るためには、児童生徒一人一人を理解するための職員会議や、教師自身の感受性や共感性を高める校内研修が必要です。いじめを予防するための職員会議や校内研修会は、「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる」という認識のもと、切実感をもって主体的に参加できるような工夫をすることが大切です。特に、校内研修会では、事例研修会やロール・プレイングの手法を活用した演習等を取り入れると効果的です。

#### (1) 職員会議

職員会議は「校内いじめ問題対策委員会」や生徒指導部での協議を通して示された指導方針等の共通理解や情報の共有化を図る場です。いじめの問題に対して、学校全体として組織的に対応するために、校長のリーダーシップのもと、全職員が協働して問題解決や未然防止に取り組もうとする意識を高めることが大切です。

#### (2) 校内研修

校内研修は、自校の教育目標の達成や教育課題の解決のために、教職員一人一人の指導力向上や専門職として教育的力量を高めることを目的として実施するものです。いじめの問題に関する校内研修の内容としては、いじめの問題について共通課題を持ち、教師一人一人が考えを出し合い、解決に向けて具体的方策を導き出す研修が考えられます。

※平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その第13条により、各学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定することが義務付けられている。また同22条により、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置することも義務付けられている。

※平成26年6月より、柏市少年補導センターにおいて「いじめe-メール相談」を開始する。

でんわそうだん  
**やまびこ電話相談**

☎: **7166 - 8181**  
月・火・水・木・金曜 午後1時～7時  
(土・日曜・祝日・年末年始は休み)  
そうだんおよ ふうほう

**いじめeメール相談及び通報**

24時間年中無休受付  
\*裏面のURLまたはQRコードを利用してください。  
\*相談内容の返信には2～3日かかることがあります。  
柏市少年補導センター

【表】

パソコン <https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba/uketsuke/dform.do?id=1395206825752>

携帯電話 <https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba/uketsuke/iform.do?id=1395206825752>

スマートフォン <https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba/uketsuke/sform.do?id=1395206825752>

  
携帯電話

  
スマートフォン

おいびよ/カミワニ

【裏】

## 引用・参考文献

- ・生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について 文部科学省平成18年
- ・「ネット上のいじめ」に関する 対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）平成20年
- ・児童生徒の豊かな人間関係づくりをめざして松戸市教育委員会 平成19年
- ・「いじめ早期発見・指導の手引」福岡県教育委員会平成19年
- ・いじめの構造 なぜ人が怪物になるのか 内藤朝雄 講談社現代新書 2009年
- ・いじめの直し方 内藤朝雄 荻上千キ 浅茅新聞出版社 2010年
- ・「学校教育相談の理論・実践事例集いじめの解明」第一法規  
今井五郎・嶋崎政男・渡辺邦雄編著平成9年
- ・「新訂版いじめ—教室の病い—」金子書房森田洋司・清永賢二1994年
- ・「いじめのメカニズム」教育出版高野清純編著1986年
- ・「いじめ問題の発生・展開と今後の課題」黎明書房今津孝次郎2005年
- ・「いじめ・いじめられる青少年の心」北大路書房坂西友秀・岡本祐子編著2004年

名 称	「いじめ問題対応の手引き」
発行者	柏市教育委員会
発行日	平成24年10月31日 平成26年 5月28日改訂
連絡先	柏市教育委員会 学校教育部 指導課 04-7191-7369